

# 「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設に向けた基本計画策定支援等業務委託 委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

石川県では復興の象徴として、海岸隆起などのジオ（大地）的な視点も取り入れながら、能登の豊かな自然や風土に触れ、魅力を体験することができる歩道として「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設を石川県創造的復興プランリーディングプロジェクトとして掲げている。

本事業では、のとSDGsトレイル（仮称）の創設にむけ、基本計画（案）の策定支援やトレイルの認知度向上のための取組等について、豊富なノウハウと情報を持つ業者を選定するため、企画提案型の公募型プロポーザルを行う。

## 2 委託事業の概要

- (1) 業務名：「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設に向けた基本計画策定支援等業務
- (2) 業務内容：別添「「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設に向けた基本計画策定支援等業務委託仕様書（以下、「仕様書」）という。」のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託費用：10,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 スケジュール(予定)

4月23日（木）	公示
4月30日（木）午後5時	質問書の提出期限
5月1日（金）午後5時	参加申込書提出期限
5月18日（月）午後5時	企画提案書等提出期限
5月下旬	審査会実施（書面で実施）
6月上旬	選定結果通知・公表、契約の締結

## 4 本プロポーザルへの参加資格

- (1) 単独企業による参加

参加者は、以下の①～⑤の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 石川県から競争入札の指名停止又は見積合わせへの参加排除を受けて、指名停止期間中又は参加排除期間中である者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立て及び民事再生

法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しない者であること。
- ⑤ 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について未納がない者であること。
- ⑥ 県内外において同種または類似業務の実績があることが望ましい。

(2) 共同体企業による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ① すべての構成員が上記4（1）の①～⑤の全ての条件を満たすこと。
- ② 各構成員が本プロポーザルに関して他の共同体企業の構成員となっていないこと。

## 5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

4月30日（木）午後5時必着

(2) 提出方法

- ・質問票【様式1】をメールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
- ・件名は「「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設に向けた基本計画策定支援等業務委託募集に関する質問」とすること。

(3) 提出先

下記15に同じ。

(4) 質問の回答

- ・回答は、メールにより質問者に通知する。
- ・実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者を公表しない形で、随時、石川県のホームページ（公募情報の掲載ページ）にて閲覧に供する。

(5) 留意事項

本公募とは関係ない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれのある質問等には回答しない。

## 6 参加申込書の提出

(1) 提出期限

5月1日（金）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 参加申込書【様式2】〈1部〉

② 誓約書【様式3】〈1部〉

※共同企業体の場合は、すべての構成員分を提出すること。

③ 事業者概要〈1部〉

※法人登記簿本、直近3か年の決算書、定款、役員名簿、パンフレット等を提出すること。

※共同企業体の場合は、すべての構成員分を提出すること。

④ 同種又は類似業務実績【様式4】〈1部〉

※該当ある場合のみ。実績を確認できる書類（契約書の写し等）を併せて提出すること。

⑤ 石川県が発行する納税証明書〈1部〉

※石川県の県税の納税義務を有する場合に提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、事務担当に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設に向けた基本計画策定支援等業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

下記15に同じ。

※なお、持参の場合の受付時間は、土・日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 参加の辞退

参加申込書【様式2】を提出したにも関わらず、何らかの事情により参加を辞退する場合は速やかに参加辞退届【様式5】をメールにより提出すること。

## 7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

5月18日（月）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

※①、②の書類を10部（正本1部、副本9部）提出すること。

なお、審査用副本として提出するものには、提案者が特定できるもの（提案者の社名、個人名、社名を暗示する文字や記号、符丁、装丁等）を一切記載しないこと。

### ① 企画提案書

ア 企画提案書は、A4横、横書き、左綴じを原則とし、表紙に「「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設に向けた基本計画策定支援等業務委託提案書」と記載すること。

イ 企画提案書には、次に示す事項を盛り込むこと。

#### a 企画提案の内容

- ・「のとSDGsトレイル（仮称）」基本計画策定支援について
- ・トレイルの認知度向上のための効果的な取組について
- ・ルート策定を見据えたワークショップの開催内容・方法について

#### b 業務実施スケジュール

#### c 業務遂行体制、技術、知見

#### d 類似業務の実績

- ・該当ある場合には、トレイルに関する計画策定や認知度向上のための取組、ワークショップまたはこれに類する取組を行った実績も記載すること

#### e その他、本事業に付加価値を提供する提案の内容

※再委託先がある場合には、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

### ② 見積書

- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の日数、単価が判断できる内容とする。）
- ・見積金額は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- ・見積額が上記2（4）委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

### （3）提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、事務担当に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設に向けた基本計画策定支援等業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

### （4）提出先

下記15に同じ。

※なお、持参の場合の受付時間は、土・日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

### （5）留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。

- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書換え、差換えまたは撤回することはできない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製する。

## 8 説明会

本業務の企画提案を公募するにあたっての説明会は開催しない。

## 9 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、書面により実施し、後日結果を通知するものとする。

(本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない)

## 10 選定方法

### (1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類の審査を行い、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。

項目	審査基準	配点
企画提案書の 内容	・実現可能な内容となっているか。	15
	・魅力のある内容となっているか。	15
	・専門的知見を活かし、効果が見込める提案となっているか。	15
取り組み姿勢	・事業の目的を理解し、適切に企画提案されているか。	10
	・積極的に取り組む姿勢が見られるか。	10
価格その他	・事業費の積算は妥当か。	5
	・見積価格に見合う効果が得られるか。	10
	・同種または類似事業での実績があるか。	10
	・トレイルに関する計画策定や認知度向上のための取組、ワークショップまたはこれに類する取組を行った実績があるか。	10
	合計	100

### (2) 留意事項

- ・提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。

### (3) 選考結果通知

- ・選考結果は、応募者の代表者（担当者）宛にメール及び郵送にて通知するとともに、業務委託候補者を石川県ホームページに掲載する。
- ・なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

## 11 契約の締結

- (1) 石川県は、審査会が最も優れた提案を行った者であるとした者と、本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。なお、採択された事業計画・事業提案は、石川県との協議により修正・変更を行う場合がある。
- (2) 上記9により最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

## 12 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合、契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

## 13 業務委託の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

## 14 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。

- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を石川県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 募集及び契約については、都合により中止することがある。
- (6) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、石川県の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (9) 業務内容に応じて、必要な資格保持者を配置すること。
- (10) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

## 15 問い合わせ先

石川県生活環境部自然環境課 能登リ・デザイングループ(石川県行政庁舎7階)

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話 : 076-225-1544

E-mail : e170500@pref.ishikawa.lg.jp